第三者評価内容評価基準（母子生活支援施設解説版）　新旧対照表

別添５－２

| 改定後 | 現行 |
| --- | --- |
| Ａ－１　母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援Ａ－１－（１）母親と子どもの権利擁護Ａ①　Ａ－１－（１）－①　母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。ｂ）母親と子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。ｃ）母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されていない。 |

評価の着眼点□母親と子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。□母親と子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。□権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。□権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。□必要に応じて、関係機関等と連携を図り対応している。□母親と子どもの思想・信教の自由を保障している。評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説○母親の権利擁護においては、母親を権利主体として位置づけ、母親の最善の利益に配慮した支援が求められます。○子どもの権利擁護においては、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障する取組が職員全員に徹底されている必要があります。とくに、自分から声を上げられない子どもの権利を保障するための取り組みは重要です。○母親と子どもに権利擁護の取組を周知した上で、規程やマニュアルに基づく養育・支援が確実に行われなければなりません。○マニュアルや掲示物等での周知だけではなく、職員が権利擁護の取組や権利侵害の防止等について具体的に検討する機会等をつうじて、その意識と理解を高め、権利侵害を発生させない組織づくりと対応方法の周知・徹底を進めることが重要です。○母子生活支援施設を利用する母親と子どもは、夫や親類などとの関係性が継続している場合があります。施設外での面会などの状況を把握しながら、施設外での虐待等の権利侵害が発生する可能性にも留意します。そうした場合の対応を定めるとともに、予防的な支援、早期発見のための取組を行うことも重要です。○児童相談所・保育所・学校・福祉事務所等の関係機関と、ケースカンファレンスで意見交換を行い、その中で役割分担をしてそれぞれの立場から支援を行っていくことが必要です。○共生社会の形成に向けて、多様性の視点も大切です。それぞれのもつ文化や性的指向、性自認の多様性を尊重するための学習の機会や取組を、施設としてどのように行っているかという点も大切な視点です。○思想や信教の自由は、憲法で保障された国民の権利です。また、子どもの権利条約では、子どもの思想、良心、宗教の自由を保障しており、心の自由は個人の尊厳と基本的人権の尊重という理念の確立という視点から最も大切にされなければなりません。（３）評価の留意点○母親と子どもの権利擁護並びに虐待等の権利侵害の防止等に関する具体的な取組や記録等を確認します。○子どもの権利擁護は、社会的養護関係施設の使命・役割の基本であり、虐待等の権利侵害を防止することは法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性を踏まえた適切な評価が求められます。○権利侵害等がないよう、日頃からのさまざまな取組が重要です。前回の第三者評価受審からの権利侵害等の状況を確認し、その後の改善状況も踏まえて評価します。○母親と子どもの権利擁護についての規程・マニュアルの整備、研修の実施等については、「Ⅰ-1　理念・基本方針」の取組状況もあわせて総合的に評価します。○子どもの権利条約では、子どもの思想、良心、宗教の自由を尊重しており、心の自由は個人の尊厳と基本的人権の尊重という理念の確立という視点から最も大切にされなければなりません。○母親と子ども個人の思想や信教の自由について、最大限に配慮して保障しているかを確認します。 | Ａ－１　母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援Ａ－１－（１）母親と子どもの権利擁護Ａ①　Ａ－１－（１）－①　母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。ｂ）－ｃ）母親と子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。 |

評価の着眼点□母親と子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。□母親と子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。□権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。□権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。（新設）（新設）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説○母親の権利擁護においては、母親を権利主体として位置づけ、母親の最善の利益に配慮した支援が求められます。○子どもの権利擁護においては、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障する取組が職員全員に徹底されている必要があります。○母親と子どもに権利擁護の取組を周知した上で、規程やマニュアルに基づく養育・支援が確実に行われなければなりません。○マニュアルや掲示物等での周知だけではなく、職員が権利擁護の取組や権利侵害の防止等について具体的に検討する機会等をつうじて、その意識と理解を高め、権利侵害を発生させない組織づくりと対応方法の周知・徹底を進めることが重要です。○母子生活支援施設を利用する母親と子どもは、夫や親類などとの関係性が継続している場合があります。施設外での面会などの状況を把握しながら、施設外での虐待等の権利侵害が発生する可能性にも留意します。そうした場合の対応を定めるとともに、予防的な支援、早期発見のための取組を行うことも重要です。（新設）（新設）（新設）（３）評価の留意点○母親と子どもの権利擁護並びに虐待等の権利侵害の防止等に関する具体的な取組や記録等を確認します。○子どもの権利擁護は、社会的養護関係施設の使命・役割の基本であり、虐待等の権利侵害を防止することは法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性に鑑み、取組が十分でない場合には、「c」評価とします。○権利侵害等がないよう、日頃からのさまざまな取組が重要です。前回の第三者評価受審からの権利侵害等の状況を確認し、その後の改善状況も踏まえて評価します。○母親と子どもの権利擁護についての規程・マニュアルの整備、研修の実施等については、「Ⅰ-1　理念・基本方針」の取組状況もあわせて総合的に評価します。〇子どもの権利条約では、子どもの思想、良心、宗教の自由を尊重しており、心の自由は個人の尊厳と基本的人権の尊重という理念の確立という視点から最も大切にされなければなりません。（新設） |
| Ａ－１－（２）権利侵害への対応 Ａ②　Ａ－１－（２）－①　いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害防止を徹底している。ｂ）いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害防止に取組んでいるが、さらなる取組が求められる。ｃ）職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりによる権利侵害を防止するための取組が徹底されていない。 |

評価の着眼点□不適切なかかわりがあった場合を想定し、施設長が職員と利用者の双方に事実確認や原因の分析等を行うことや「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがつくられている。□不適切なかかわりの起こりやすい状況や場面について、具体的な例を示しながら、研修や話し合いを行い、職員による不適切なかかわりを行わないための支援技術を習得させている。□不適切なかかわりの禁止を職員等に徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことを確認している。□職員からの暴力や言葉による脅かしなどの、不適切なかかわりが発生した場合に対応するためのマニュアル等を整備し、規程に基づいて厳正に対応している。□不適切なかかわりや暴力を見たり聞いたりしたら、管理者等に報告することを義務付けている。評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ－１－（２）権利侵害への対応 Ａ②　Ａ－１－（２）－①　いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。ｂ）－ｃ）職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりによる権利侵害を防止するための取組が十分ではない。 |

評価の着眼点□不適切なかかわりがあった場合を想定し、施設長が職員と利用者の双方に事実確認や原因の分析等を行うことや「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがつくられている。□不適切なかかわりの起こりやすい状況や場面について、具体的な例を示しながら、研修や話し合いを行い、職員による不適切なかかわりを行わないための支援技術を習得させている。□不適切なかかわりの禁止を職員等に徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことを確認している。□職員からの暴力や言葉による脅かしなどの、不適切なかかわりが発生した場合に対応するためのマニュアル等を整備し、規程に基づいて厳正に対応している。□不適切なかかわりや暴力を見たり聞いたりしたら、管理者等に報告することを義務付けている。評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） |
| Ａ③　Ａ－１－（２）－②　いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ③　Ａ－１－（２）－②　いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） |
| Ａ④　Ａ－１－（２）－③　子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ④　Ａ－１－（２）－③　子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） |
| （削除） | Ａ－１－（３）思想や信教の自由の保障 Ａ⑤　Ａ－１－（３）－①　母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）母親や子どもの思想や信教の自由が保障されている。 ｂ）母親や子どもの思想や信教の自由を保障しようと努めているが十分でない。ｃ）母親や子どもの思想や信教の自由が尊重されていない。 |

評価の着眼点□施設において宗教的活動等を強要していない。□個人的な宗教活動等は尊重している。□母親と子どもの思想や信教の自由については、最大限に配慮し保障している。□母親の思想や信教によって、その子どもの権利が損なわれないよう配慮している。評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的○本評価基準では、母親と子ども個人の思想や信教の自由を保障するための施設における取組を評価します。（２）趣旨・解説○憲法で保障された国民の権利であることを自覚する必要があります。○子どもの権利条約では、子どもの思想、良心、宗教の自由を保障しており、心の自由は個人の尊厳と基本的人権の尊重という理念の確立という視点から最も大切にされなければなりません。（３）評価の留意点○母親と子どもの個人の思想や信教の自由について、最大限に配慮して保障しているかを確認します。 |
| Ａ－１－（３）母親と子どもの意向や主体性の配慮 Ａ⑤　Ａ－１－（３）－①　母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ－１－（４）母親と子どもの意向や主体性の配慮 Ａ⑥　Ａ－１－（４）－①　母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） |
| Ａ－１－（４）主体性を尊重した日常生活 Ａ⑥　Ａ－１－（４）－①　日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ－１－（５）主体性を尊重した日常生活 Ａ⑦　Ａ－１－（５）－①　日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） |
| Ａ⑦　Ａ－１－（４）－②　行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ⑧　Ａ－１－（５）－②　行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） |
| Ａ－１－（５）支援の継続性とアフターケア Ａ⑧　Ａ－１－（５）－①　母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ－１－（６）支援の継続性とアフターケア Ａ⑨　Ａ－１－（６）－①　母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） |
| Ａ－２　支援の質の確保Ａ－２－（１）支援の基本 Ａ⑨　Ａ－２－（１）－①　母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ－２　支援の質の確保Ａ－２－（１）支援の基本 Ａ⑩　Ａ－２－（１）－①　母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） |
| Ａ－２－（２）入所初期の支援 Ａ⑩　Ａ－２－（２）－①　入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ－２－（２）入所初期の支援 Ａ⑪　Ａ－２－（２）－①　入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） |
| Ａ－２－（３）母親への日常生活支援 Ａ⑪　Ａ－２－（３）－①　母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ－２－（３）母親への日常生活支援 Ａ⑫　Ａ－２－（３）－①　母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）。評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） |
| Ａ⑫　Ａ－２－（３）－②　母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかかわりができるよう支援している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ⑬　Ａ－２－（３）－②　母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかかわりができるよう支援している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） |
| Ａ⑬　Ａ－２－（３）－③　母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ⑭　Ａ－２－（３）－③　母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） |
| Ａ－２－（４）子どもへの支援 Ａ⑭　Ａ－２－（４）－①　健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略）  |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ－２－（４）子どもへの支援 Ａ⑮　Ａ－２－（４）－①　健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略）  |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） |
| Ａ⑮　Ａ－２－（４）－②　子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ⑯　Ａ－２－（４）－②　子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） |
| Ａ⑯　Ａ－２－（４）－③　子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなとのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ⑰　Ａ－２－（４）－③　子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなとのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） |
| Ａ⑰　Ａ－２－（４）－④　子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ⑱　Ａ－２－（４）－④　子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） |
| Ａ－２－（５）ＤＶ被害からの回避・回復 Ａ⑱　Ａ－２－（５）－①　母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ－２－（５）ＤＶ被害からの回避・回復 Ａ⑲　Ａ－２－（５）－①　母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） |
| Ａ⑲　Ａ－２－（５）－②　母親と子どもの安全確保のために、ＤＶ防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ⑳　Ａ－２－（５）－②　母親と子どもの安全確保のために、ＤＶ防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） |
| Ａ⑳　Ａ－２－（５）－③　心理的ケア等を実施し、ＤＶの影響からの回復を支援している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ㉑　Ａ－２－（５）－③　心理的ケア等を実施し、ＤＶの影響からの回復を支援している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） |
| Ａ－２－（６）子どもの虐待状況への対応 Ａ㉑　Ａ－２－（６）－①　被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかかわり、虐待体験からの回復を支援している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ－２－（６）子どもの虐待状況への対応 Ａ㉒　Ａ－２－（６）－①　被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかかわり、虐待体験からの回復を支援している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） |
| （削除） | Ａ㉓　Ａ－２－（６）－②　子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。ｂ）子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っているが、十分ではない。ｃ）子どもの権利擁護を図るための関係機関との連携を行っていない。 |

評価の着眼点□児童虐待の発生やその疑いがある場合は児童相談所に通報し、連携して対応している。□被虐待児童に対しては、必要に応じて、心理判定や児童精神科医との相談などの児童相談所機能を活用している。□必要に応じて、福祉事務所や保育所・学校・病院等と情報交換や連携を図り対応している。評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的○本評価基準では、関係機関との連携を図り、子どもの最善の利益を優先する方向性を共有しながら行う支援の展開を評価します。（２）趣旨・解説○子どもが母親とともに暮らせるよう~~に~~支援することは、子どもの権利擁護では大切な取組です。○母子生活支援施設が持つ機能を最大限に活用し、子どもの権利擁護に資する支援を行う必要があります。○児童相談所・保育所・学校・福祉事務所等の関係機関と、ケースカンファレンスで意見交換を行い、その中で役割分担をしてそれぞれの立場から支援を行っていくことが必要です。（３）評価の留意点○施設の支援の意図や目的・目標・計画など、日常的にどのような支援しているかを関係機関に理解してもらうともに、他機関のもつ機能や支援の意図や目的等を理解し、世帯の状況について共通理解を持つことができているか確認します。 |
| Ａ－２－（７）家族関係への支援 Ａ㉒　Ａ－２－（７）－①　母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ－２－（７）家族関係への支援 Ａ㉔　Ａ－２－（７）－①　母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） |
| Ａ－２－（８）特別な配慮の必要な母親、子どもへの支援 Ａ㉓　Ａ－２－（８）－①　障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ－２－（８）特別な配慮の必要な母親、子どもへの支援 Ａ㉕　Ａ－２－（８）－①　障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） |
| Ａ－２－（９）就労支援 Ａ㉔　Ａ－２－（９）－①　母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ－２－（９）就労支援 Ａ㉖　Ａ－２－（９）－①　母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） |
| Ａ㉕　Ａ－２－（９）－②　就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。ｂ）就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っているが、十分ではない。ｃ）就労継続が困難な母親への支援を行っていない。 |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ㉗　Ａ－２－（９）－②　就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っているｂ）就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っているが、十分ではない。ｃ）就労継続が困難な母親への支援を行っていない。 |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） |